平成２１年（フ）第４３号
京都府舞鶴市字倉谷32番地23
債務者　野田　治樹
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第４４号
京都府舞鶴市字倉谷32番地23
債務者　野田知佳子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第７８６号
大阪府松原市東新町３丁目15番５―101号、前住所堺市北区北花田町２丁189番地　パークテラス北花田601号
債務者　泉　勇起男
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７８７号
大阪府松原市東新町３丁目15番５―101号、前住所堺市北区北花田町２丁189番地　パークテラス北花田601号
債務者　オアシス商会こと　阿曽井麗子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７９２号
堺市中区宮園町６番３―104号
債務者　中　　幸子（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８４３号
大阪府松原市田井城２―３―１　ふぁみーゆ松原712、住民票上の住所大阪市西区九条南４丁目15番14号
債務者　橋本　千佳
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８５８号
堺市西区草部1224番地54
債務者　高橋　　剛（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８５９号
堺市西区草部1224番地54
債務者　高橋　美樹（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９４３号
大阪府南河内郡太子町大字春日1753番地
債務者　澤井由加利
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９５３号
堺市東区西野476番地19
債務者　西尾　正次
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９６５号
堺市南区原山台１丁５番２―503号
債務者　濱岡　勝義
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１５５号
大阪府柏原市玉手町25番71号
債務者　柴野　一弘
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１７０号
大阪府松原市高見の里１丁目５番24号
債務者　和田　茂明
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１７４号
大阪府羽曳野市向野３丁目６番５号
債務者　荒木　準子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１８５号
大阪府藤井寺市西大井２丁目275番地の11
債務者　関　ヨシ子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１８８号
大阪府柏原市本郷５丁目１番43号、旧住所大阪府柏原市旭ヶ丘４丁目４番11号
債務者　松浦　由美
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１９８号
堺市中区福田1389番地11
債務者　松田ゆかり（旧姓田山）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２０２号
大阪府富田林市楠風台２丁目12番９―504号
債務者　渡辺　辰彦
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係